

特定非営利活動法人農村地域づくり支援隊定款

< 改正後 >

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人農村地域づくり支援隊という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県大崎市古川塚目字北原108番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、関係諸団体等とパートナーシップのもとに、農業農村整備の調査研究、政策提言、情報発信を推進することにより、農業農村整備事業の促進及び農村地域の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ①災害復旧支援活動
- ②農業用施設・農村環境の保全活動
- ③子どもの環境教育活動
- ④技術研鑽活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①災害の被災調査、測量設計、工事支援業務
- ②農業用施設の老朽化簡易診断業務
- ③生きものの調査業務
- ④会員等の技術力向上のための技術研修
- ⑤その他組織設立の目的を達成するための活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第 12 条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 人以上 15 人以内
- (2) 監事 1 人以上 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任、解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第

11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 佐々木 敦夫

副理事長

： 佐々木徳義

： 大山 憲一

： 理事 石橋 正七

： 理事 内海 静雄

： 理事 小熊 雄輝

： 理事 櫻井 清

： 理事 鈴木 勝

： 理事 濱田 秀彦

： 理事 舟山 勇

： 理事 星 昭男

： 理事 増田 榮

： 理事 吉澤 恒吉

： 理事 渡邊 正志

： 監事 遠藤 勝志

： 監事 畑山 彰

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 5 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 4 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員年会費 個人 3,000 円 団体 10,000 円

(2) 賛助会員年会費 個人 2,000 円 団体 5,000 円

7 総則事務所第 2 条を平成 24 年 6 月 1 日より変更

令和8年度 事業計画書

令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

特定非営利活動法人 農村地域づくり支援隊

1 事業実施の方針

当法人の活動推進のための啓蒙普及活動を行うとともに、会員の資質向上を図るため土木技術者継続教育機構（CPD）へ入会して農業土木技術者継続教育研修を実施する。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び人数	事業費の 予算額 (千円)
①災害の被災調査、測量設計、工事支援業務	災害発生時の自治体からの要請に基づく	未定	未定	未定	未定	100
②農業用施設の老朽化簡易診断業務	自治体や関係機関からの要請に基づく	未定	未定	未定	未定	100
③生きもの調査	生きもの調査講習	年1回	栗原市有壁	10名	対象地域の関係者	100
④会員等の技術力向上のための技術研修	農業農村工学会技術者継続教育機構特別会員入会（CPD法人登録）	年度初め	農業農村工学会継続教育機構	9名	－	115
	農業土木技術者継続教育研修	年3回	県内	20名	－	40
⑤その他組織設立の目的を達成するための活動	活動内容の普及啓蒙	通年	県内	3名	－	50

令和8年度 活動予算書

令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

特定非営利活動法人 農村地域づくり支援隊

I 収入の部

単位:円

科 目	本年度予算額	摘 要
1 会費収入	90,000	会員総数 30名
個人正会員	63,000	21名 * 3, 000円
団体正会員	27,000	9名 * 3, 000円
賛助会員	0	
2 事業収入	100,000	
組織設立の目的を達成するための活動収入	100,000	災害復旧支援 等
3 CPD年会費	90,000	
団体正会員	90,000	9名 * 10, 000円
4 雑収入	949	
預金利子	949	
雑収入	0	
当期収入合計(A)	280,949	1+2+3+4
前期繰越収支差額	683,051	令和7年度繰越分
収入合計(B)	964,000	(A) + 前期繰越

II 支出の部

単位:円

科 目	本年度予算額	摘 要
1 事業費	505,000	
1)災害の被害調査、測量設計、工事支援	100,000	
2)農業用施設の老朽化簡易診断	100,000	
3)生きもの調査	100,000	
4)会員等の技術力向上のための技術研鑽活動	155,000	
①会員の資質向上のための継続教育研修	40,000	
②会員の資質向上のためのCPD会費	115,000	
5)その他組織設立の目的を達成するための活動	50,000	
①組織設立の目的及び活動の啓蒙	50,000	
2 管理費	80,000	
1)事務費(消耗品, 通信運搬、印刷製本等)	60,000	役員会等打合せ事務諸費
2)使用料(会議室等)	20,000	
3 総会費	50,000	
1)事務費(消耗品, 通信運搬、印刷製本等)	10,000	通信・郵送費等
2)使用料(会議室等)	40,000	土地連会議室等
4 予備費	329,000	
当期支出合計(C)	964,000	

令和9年度 事業計画書

令和9年5月1日から令和10年4月30日まで

特定非営利活動法人 農村地域づくり支援隊

1 事業実施の方針

当法人の活動推進のための啓蒙普及活動を行うとともに、会員の資質向上を図るため土木技術者継続教育機構（CPD）へ入会して農業土木技術者継続教育研修を実施する。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の予算額（千円）
①災害の被災調査、測量設計、工事支援業務	災害発生時の自治体からの要請に基づく	未定	未定	未定	未定	100
②農業用施設の老朽化簡易診断業務	自治体や関係機関からの要請に基づく	未定	未定	未定	未定	100
③生きもの調査	生きもの調査講習	年1回	栗原市有壁	10名	対象地域の関係者	100
④会員等の技術力向上のための技術研修	農業農村工学会技術者継続教育機構特別会員入会（CPD法人登録）	年度初め	農業農村工学会継続教育機構	9名	-	115
	農業土木技術者継続教育研修	年3回	県内	20名	-	40
⑤その他組織設立の目的を達成するための活動	活動内容の普及啓蒙	通年	県内	3名	-	50

令和9年度 活動予算書

令和9年5月1日から令和10年4月30日まで

特定非営利活動法人 農村地域づくり支援隊

I 収入の部

単位:円

科 目	本年度予算額	摘 要
1 会費収入	93,000	会員総数 31名
個人正会員	66,000	22名 * 3, 000円
団体正会員	27,000	9名 * 3, 000円
賛助会員	0	
2 事業収入	100,000	
組織設立の目的を達成するための活動収入	100,000	災害復旧支援 等
3 CPD年会費	90,000	
団体正会員	90,000	9名 * 10, 000円
4 雑収入	1,000	
預金利子	1,000	
雑収入	0	
当期収入合計(A)	284,000	1+2+3+4
前期繰越収支差額	600,000	令和8年度繰越分(見込み)
収入合計(B)	884,000	(A) + 前期繰越

II 支出の部

単位:円

科 目	本年度予算額	摘 要
1 事業費	505,000	
1)災害の被害調査、測量設計、工事支援	100,000	
2)農業用施設の老朽化簡易診断	100,000	
3)生きもの調査	100,000	
4)会員等の技術力向上のための技術研鑽活動	155,000	
①会員の資質向上のための継続教育研修	40,000	
②会員の資質向上のためのCPD会費	115,000	
5)その他組織設立の目的を達成するための活動	50,000	
①組織設立の目的及び活動の啓蒙	50,000	
2 管理費	80,000	
1)事務費(消耗品, 通信運搬、印刷製本等)	60,000	役員会等打合せ事務諸費
2)使用料(会議室等)	20,000	
3 総会費	50,000	
1)事務費(消耗品, 通信運搬、印刷製本等)	10,000	通信・郵送費等
2)使用料(会議室等)	40,000	土地連会議室等
4 予備費	249,000	
当期支出合計(C)	884,000	